

令和6年度 第1回豊能町教育委員会会議（4月定例会）会議録

日 時： 令和6年4月25日（木） 午後3時00分開会

場 所： 豊能町役場 2階 第1・第2会議室

出席者：	教育長	板倉 忠
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	坂口 敏子
	教育委員	富永 彰一
	教育委員	馬渡 秀徳
	教育委員	小松 郁夫
事務局：	こども未来部長	仙波 英太朗
	教育総務課長	池田 拓也
	義務教育課長	峯 亜希子
	こども育成課長	高田 浩史
	生涯学習課長	中谷 匠
	教育総務課主任	横山 悟士

傍聴者： 2名

会議次第

○審議事項

第1号議案 令和7年度使用教科用図書の採択について

第2号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則の一部改正について

第3号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

○各課・室からの報告

【教育長】

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。4月1日付で教育長を拝命いたしました板倉と申します。委員の皆様と力を合わせて、豊能町の教育の益々の充実・発展を願ってやっていきたいと思っておりますので、どうかご協力よろしくお願いいたします。

それでは会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は5名です。過半数に達していますので、ただいまから令和6年度第1回豊能町教育委員会会議4月定例会を開会いたします。会議録署名人を宮崎職務代理にお願いいたします。議題に入ります前に、4月1日付で事務局の人事異動がありましたので、紹介させていただきます。

【こども未来部長】

それでは教育委員会事務局内におきまして、4月1日付での課長級の異動について報告をさせていただきます。最初に教育総務課ですが、吉澤課長は都市計画課に異動になりまして、後任として池田広報職員課長が着任いたしました。続きまして生涯学習課ですが、千歳課長が保険課に異動になりまして、後任に中谷建設課長が着任いたしました。あと、課長級の異動といたしまして、藤木生涯学習課副主幹兼図書館長が昇格し、生涯学習課主幹兼図書館長となりました。本年度の管理職の異動は以上で他に変更はございません。体制は以上です。

【教育長】

それでは議題に入ります。本日の審議事項は3件でございます。まず初めに第1号議案「令和7年度使用教科用図書の採択について」でございます。事務局より提案をお願いします。

【義務教育課長】

それでは第1号議案「令和7年度使用教科用図書の採択について」、ご説明申し上げます。令和7年度に使用する中学校・義務教育学校後期課程教科用図書の採択について、豊能郡地区教科用図書採択協議会規約に基づき、別添のとおり諮問することについて承認を求めるものでございます。

提案理由は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び令和6年4月17日付、教小中第1245号、大阪府教育委員会教育長通知、「義務教育諸学校における令和7年度使用教科用図書の採択について」に基づき、令和7年度使用する中学校の教科書を採択するためのものでございます。次のページをご覧ください。豊能郡地区における令和7年度に使用する中学校・義務教育学校後期課程教科用図書の採択について諮問を行います。令和6年4月17日付、教小中第1245号、大阪府教育委員会教育長通知、「義務教育諸学校における令和7年度使用教科用図書の採択について」の別添基本事項に基づいて、「採択に関する意見を教育委員会に答申すること」とするものでございます。なお、令和6年7月19日（金）までに答申を終えるように進めて参ります。

次のページをご覧ください。令和6年4月17日付、大阪府教育庁義務教育諸学校における令和7年度使用教科用図書の採択についての通知となっております。1枚めくっていただきますと基本事項となります。またお読みいただければと思います。その後の豊能郡地区教科用図書採択協議会規約をご覧ください。この規約に則りまして、協議会の構成員及び調査員を選出し、適切な環境を整え、公正確保の徹底に努め、令和7年度使用教科用図書の採択を行って参りたいと存じます。説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【教育長】

ただいまの説明に対して質疑等を求めます。無いようでしたら質疑を終結させていただきます。採決を行います。ただいま説明がありました第1号議案「令和7年度使用教科用図書の採択について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって第1号議案は可決されました。次に第2号議案「豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則の一部改正について」でございます。事務局より説明を求めます。

【こども育成課長】

それでは、第2号議案「豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則の一部改正について」につきましてご説明いたします。なお、この規則改正につきましては、本年3月の教育委員会会議におきまして、概要説明を行っていましたが、今回の教育委員会会議で議案として提案し、審議をお願いするものです。なお、改正部分については、3月の概要説明から変更した箇所があるため、改めてご説明いたします。

それでは議案書、改正案文及び新旧対照表に沿ってご説明いたします。まず、議案書をご覧ください。1ページ目でございます。提案理由は豊能町立吉川留守家庭児童育成室を開室することに伴い、施設の利用定員を定める。また、すべての豊能町立留守家庭児童育成室の開室時間を延長するものでございます。続いて2ページ目、改正案文及び新旧対照表をご覧ください。

改正施行規則第1条においては東ときわ台留守家庭児童育成室の定員について、50人を40人に改め、新たに吉川留守家庭児童育成室の定員を30人と定めるものです。次に改正施行規則第2条においては、小学校が授業を行わない日の留守家庭児童育成室の開室時刻を午前8時15分から午前8時に変更するものです。なお、附則といたしまして、施行期日について、第1条を公布の日、第2条を令和6年7月1日とするものです。説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長】

では、ただいまの説明に対する質疑を求めます。

【委員】

3月のときと変更になったのは開室時間でしょいか。

【こども育成課長】

変更点は2点ございます。1つは開室時間の件でございまして、この件については追加をしております。もう1点は施行期日でございます。前回の説明では、この4月の教育委員会会議で審議をし、4月1日に遡った形で施行期日を定めるというご説明をしました。しかし、その点についてはその後内部で検討した結果、規則改正に関し遡及適用することは法制上適切でないという判断をいたしましたので今回、公布の日からとしたものでございます。

【委員】

8時15分から8時が変わるということですが、働いている保護者は少しでも早く仕事に行きたいと思っている方もいると思います。私が豊中市で関わっていることがあり、豊中市は登録が必要ですが、児童育成室ではなく学校内で警備員を配置して、朝7時から登校できる制度があります。地域によって、早い時間に子どもを出すことに抵抗があるご家庭が多い地域があったり、7時になったことを喜んで預けているご家庭が多い地域があったりするそうです。

夏休みに関わる事なので7月1日からでいいかと思うのですが、留守家庭の指導をされている方は基本的に仕事が長くなります。開室の1時間くらい前から代表の人が来ておられるような気がしますし、ここで勤務される方のことも考えながら進めていかないといけないため難しいと思いますが、早くしたことはとても良いことだと思います。以上です。

【委員】

今おっしゃったように8時15分から8時になったことによって、働いていただいている方の体制について、何か変更点があれば教えていただきたいです。

【こども育成課長】

15 分開室時間が延びますので、その分働いていただく方に関しても 15 分は早く出てきていただくことになります。今回想定していますのは、夏休み等の三季休業中、それから月 1 度の土曜日となります。年間を通じての日数的にはそう多くはないということでございます。この後、規則が改正されれば、育成室に説明をして、適切な体制がとれるように進めていくことを考えております。

【委員】

人員ないし雇用状況も変わらず、数名ちょっと早く来ていただくという対応ですね。

【こども育成課長】

今回、15 分を増やすことによって大幅に人数を増やさなければ対応できないということは考えておりません。ただ今回、吉川育成室が増えたことと、皆さんの働き方が少し変わってきていることを加味すると、支援員の数を増やす必要があるということは認識しております。以上です。

【委員】

支援員さんは今、何人くらいいるのでしょうか。

【こども育成課長】

4 育成室を合わせて、30 名程度だったと思います。

【委員】

子どもが増えたらいいなと思っていますので、こういう制度があるのはとても良いことだと思います。留守家庭児童育成室が、豊中市では希望すれば高学年も含めて利用できる良い制度となっています。これをさらに充実して、豊能町は働きながら子育てができるということアピールしていきましょう。以上です。

【こども育成課長】

豊能町では今現在も 1 年生から 6 年生まで利用できます。今年度、希望された方は全員利用していただいている状況です。

【教育長】

それでは質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明がありました第 2 号議案「豊能町立留守家庭児童育成室条例施行規則の一部改正について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、第 2 号議案は可決されました。続きまして、第 3 号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」でございます。事務局より説明を求めます。

【こども育成課長】

第 3 号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましてご説明いたします。それでは議案書、改正案文、概要説明書及び新旧対照表に沿ってご説明いたします。

まず、4 枚目の概要説明書をご覧ください。改正の理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。なお、本町におきまし

ては国の基準整備に基づき平成 26 年度にこの条例を制定しましたが、現在のところ本町にはこの条例の対象となる事業所はございません。また、児童福祉法の規定により、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定めなければならない、今回の改正内容については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされています。したがって、当該条例については、省令と同様の改正を行うものです。

続いて、条例の改正概要についてご説明いたします。1 つ目は、こども家庭庁の設置に伴い、条例第 26 条において、当該事務の所管大臣を厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更するものです。2 つ目は、保育士等の配置基準の見直しでございます。国の基準改正に従い、条例第 30 条、第 32 条、第 45 条及び第 48 条について、保育士又は保育従事者の配置基準を改正するものです。保育士又は保育従事者の配置基準については、対象となる児童の年齢及び人数により定められています。満 3 歳以上、満 4 歳に満たない児童については、概ね 20 人につき保育士または保育従事者 1 人を配置すべきところを、概ね 15 人につき保育士又は保育従事者 1 人。満 4 歳以上の児童については概ね 30 人につき保育士又は保育従事者 1 人を配置すべきところを、概ね 25 人につき保育士又は保育従事者 1 人にするものです。

なお、改正する 4 つの条文、第 30 条、第 32 条、第 45 条及び第 48 条は、それぞれ今回の条例改正の対象である 4 事業、すなわち小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型、保育所型事業所内保育事業及び事業所内保育事業について規定しており、保育士又は保育従事者の配置基準はすべての条において同じ内容となっております。

施行期日は公布の日としています。また経過措置として、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは、当分の間この規定を適用せず、改正前の規定が効力を有するものとしています。続いて議案書、改正案文及び新旧対照表をご覧ください。改正箇所は、議案書、改正案文及び新旧対照表に記載の通りでございます。説明は以上です。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいまの説明に対する質疑を求めます。

無いようでしたら質疑を終結します。採決を行います。ただいま説明がありました第 3 号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって第 3 号議案は可決されました。続きまして、報告事項に入らせていただきます。

【教育長】

- ・ 4 月 4 日の市町村教育委員会教育長会議について
- ・ 4 月 16 日の町村教育長会議について

【こども未来部長】

- ・ 4 月 23 日に開催された議員総会の内容について

【教育総務課長】

- ・ 町村教育委員会連絡協議会について

【義務教育課長】

- ・ 4 月からの小中学校の様子について
- ・ 学園制加配について

【こども育成課長】

- ・4月からの3園所、育成室について

【生涯学習課長】

- ・委嘱関係について
- ・イベント関係について

【教育長】

よろしいでしょうか。では本日の議事をすべて終了させていただきます。次に5月の教育委員会会議の日程ですが、5月30日（木）午後2時からの予定となっております。以上をもちまして令和6年度第1回豊能町教育委員会会議4月定例会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 58 分